

●交付申請額 (a) :

今回申請する補助金額。

株式会社設立の場合 : 75,000 円

合同会社設立の場合 : 30,000 円

と記載。

●登録免許税予定額 (b) :

特定創業支援等事業を活用して登録免許税軽減を受ける前の本来の登録免許税額(資本金の 0.7%)を記載。

※ (b) = ① + ② + ③

(最低税額の場合)

株式会社設立の場合 : 150,000 円

合同会社設立の場合 : 60,000 円

が最低税額です。

「2. 登記予定日」より前の日付

新規創業促進補助金交付申請書兼同意書

令和 6年 5月 10日

申請者 住所
名前
電話番号

申請者の住所、氏名及び電話番号を記入

※住民票登録の住所、名前を記載してください。

新規創業促進補助金の交付を受けたいので、福岡市の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請

します。

1. 交付申請額 (a)	75,000 円
(法人登記にかかる登録免許税 内訳)	
登録免許税 予定額 (b)	150,000 円
① 特定創業支援等事業による登録免許税軽減予定額	75,000 円
② 交付申請額	75,000 円
③ 自己負担予定額	0 円
2. 登記予定日	令和 6年 5月 30日
3. 添付書類	・照会用名簿 (様式第2号)

4. 同意・宣誓事項 ※同意事項

- 暴力団員又は暴力団と密接な関係にある者でないこと
- 暴力団員等に該当しないことの確認
- 市税に係る徴収金 (市税及び延滞金) の滞りなく納付されていること
- 「市税に係る徴収金 (市税及び延滞金) の滞りなく納付されていること」及び「市税等の課税及び納付状況について滞りなく納付されていること」を確認していること
- 事業を営んでいない個人又は開業していない事業者でないこと
- 福岡市より経済産業省関係産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づく証明を受けたこと
- 令和6年4月1日以降に、福岡市に住所を有する者です。
- 新たに設立する会社の本社所在地が福岡市内であること
- 新たに設立する会社以外に、経済産業省関係産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づく証明を受けたこと
- 申請内容に虚偽があった場合に備えて、申請内容が真実であることを誓約していること

●①特定創業支援等事業による登録免許税軽減予定額 : 特定創業支援等事業を活用して軽減される予定額を記載。

① = (b) × 1/2

(最低税額の場合)

株式会社設立の場合 : 75,000 円

合同会社設立の場合 : 30,000 円

と記載。

●②交付申請額 (a) :

福岡市から交付される補助金額を記載。

② = (a)

●③自己負担予定額 :

支払った登録免許税から、福岡市の補助金額を差し引いた自己負担予定額を記載。

③ = ① - ②

登録免許税が最低税額の場合は、自己負担額は 0 円。

※最低税額とは、「株式会社においては資本金が約 2,100 万円以下」、「合同会社においては資本金が約 850 万円以下」の場合。

5. その他 ※内容をご確認ください

- 福岡市からの事業進捗アンケート